



社民党

下北総支部情報

VOL. 53 2020. 11. 28

編集責任者：幹事長 栗 橋 伸 夫
〒035-0051 むつ市新町 17 番 23 号
連絡先：0175(31)0128(FAX 兼用)
携 帯：090-8924-5462

党合流 問題

全国大会を終え、青森県連合として立憲民主党に合流方針を提起

県連合臨時大会
12月6日開催！

すでに新聞報道等でご承知のことと思いますが、社民党全国連合は11月14日、全国臨時大会を開催し『党に残るも合流するも理解し合う』という事実上の分立を採択しました。これを踏まえ、県連合は21日、総支部代表を交えた拡大常任幹事会を開催しました。

会議では全国大会の議論状況が報告され、青森県連合としては『可能な限り県連合全体で立憲民主党への合流を目指す』方針を提起し、12月6日に県連合臨時大会を開催することとなりました。

総支部としては28日、県連合山名副代表が臨席し全党員集会を開催し、『党员個々の意思を丁寧に確認しながら、残留希望をする党员への対応もきちんと対処する』ことを前提に県連合方針に賛成する立場を確認しました。今後、具体的な手順などが明らかになった時点で総支部としても機関会議を開催する予定です。



県連合拡大常任幹事会の模様

11月28日、下北総支部全党員集会開催！

山名県連合副代表・八戸市議より議案説明 県連合方針に賛成の立場で臨時大会へ臨むことを確認

午前10時より開催された党员集会では以下のような意見や質問が出されました。要約すれば以下のとおりです。

- ①12/6の臨時大会の位置づけ～県連執行部が実質合流に向けて対外折衝も含め動き出すことを認め合い、具体的な作業に入ることを確認する。
- ②臨時大会以降の具体的なスケジュール～2月に最終準備を終え、一定の会議を招集し再出発の節目とする。
- ③県内の各総支部の今後の対応～県連合の一連の動きの中で課題のひとつとして統一的な対応の指導があるだろう。それ以降それぞれの総支部が動くことになると思われる。
- ④党员個人の合流や残留への意思表示の方法～臨時大会以降、総支部が個別党员へ合流または残留及び社民フォーラムへの参加可否の意思確認をする。その際は統一した書式などを県連で作る。（具体的な手法は総支部に委ねることになるだろう）
- ⑤協力党员の対応～基本党员と同様な取り扱いとしたい。
- ⑥社民フォーラムに対する立憲民主党サイドの考え方～中央レベルで水面下での協議はあり、理解を得ている。
- ⑦合流、社民フォーラムへ移行した場合の党費、会費などは～立憲民主党費は年間4000円であり、社民フォーラム会費を合算しても平均的な現状の党費程度としたい。
- ⑧社会新報や月刊誌の取り扱い～現段階で明確ではないが年内をもって現在のスタイルは終了するであろう。
- ⑨支援してきた労働組合との関係は～県レベルでは社民フォーラムの立ち上げとセットで平和労組会議との協議を行う。
- ⑩立憲民主党の地域組織がないところでの対応～これからの課題として立憲民主党と社民フォーラムで協議を進める。

いずれにしても多くの具体的な課題はこれから、といった感じで、総支部としてもストンと胸に落ちた感じには程遠いものがあります。臨時大会では原案賛成の立場で議論に参加していくこととします。

次ページに議案抜粋を掲載

拡大常幹の模様を報じた東奥日報（11/22）

合流巡る党员意向
社民県連が確認へ
年内にも
社民党県連は21日、青森市の県連事務所で開催する臨時大会に諮る議案の概要を示した。立憲民主党との合流を前提とした上で、年内にも立民へ合流するか社民に残りたいかなど各党员の意向を確認する。立民に合流するかどう

かにかかわらず希望者は、反原発など社民党独自の運動を継続するために新設する政治団体「社民フォーラム」へ加入することを提案する。
冒頭を除き非公開で約2時間行った拡大常任幹事会には、三上武志代表をはじめ各総支部の代表者ら約20人が出席。提出議案に対し、出席者から異論は出なかったという。

終了後、齋藤憲雄幹事長によると、年内にも党员への意向確認をした上で、早ければ来年1月ごろに社民フォーラムを設立する。その後、立民との合流協議に入る。
齋藤幹事長は「立民と合流する大義は自公政権の転換」と強調し、できるだけ多くの党员が立民に合流してほしいとした。一方、社民党残留希望者の受け皿については今後の話し合いの中で決める。（野村遥）

【県連合臨時大会議案・抜粋】

青森県連としての考え方

昨年12月6日に「枝野代表からのよびかけ」以来、県連の各総支部はかつてないほどの議論を交わしてきた。そして、県連として「合流賛成」「最終的には全国連合の大会決定に従う」とし、2月の定期大会、11月の臨時大会に臨み、意見書の提出も行ってきた。

そこで、今臨時大会においては、臨時全国大会の決定（党員・党組織が、「立憲民主党へ合流し、社会民主主義の継承・発展をめざす」選択をすることも、「社民党を残し、社会民主主義の実現に取り組んでいく」選択をすることも、いずれも理解し、円滑に進むようにします。）に基づき、県連としては合流の道を選択する。

したがって、県連としては合流することとし、組織的に**社民フォーラム（下段参照）**に移行し、社民党に残る党員の意志も尊重したい。そのため、臨時大会以降各総支部において各党員の意志を確認（年内）してもらい、社民党に残る党員の代表者と事務的な残務処理の協議を行っていく。

合流の意義と目標について

(1) 県連の現状について

まず第一に認識すべきことは、社民党の現状についてである。県連内の党員平均年齢は約69才であり、県議の議席を失って10年を経て、かつ市町村議員も7名（党籍有）と減ってきていることから、行政に対する影響力も減ってきていること。

第二に、年齢構成から党費収入の減収と、議員党費の減収から党財政が逼迫していることや、一般会計の重要な収入源である機関紙会計にしても、県連内では社会新報546部と年々減部となっており一般会計への繰り入れも厳しい状況にあること。

第三に、政党は議員を擁立し選挙を闘うことにある。しかし、県内で県議・市町村議員の擁立も厳しく、国政

選挙についても候補擁立はもとより闘うための財源さえないのが現実である。

第四に、年齢的に各種行動を行うにしても足腰の弱さは否めず、運動量の低下は顕著に表れている。

以上のことから、社民主義（社会の格差是正）の理念（平和・自由・平等・共生）を訴え、県内課題である反基地・反原発の運動をこれまでどおり継承していけるのかの将来性は見込めないのではないかと。この点からも、合流を選択するに至った。

(2) 合流の意義について

県連の現状を踏まえ、これまで社民党としてまた県連として進めてきた運動の継承を考えると、合流しいくらかでも影響力を持たせ進めていくことも必要と考える。県内においては、上十三・東青・下北に旧立憲・国民の党組織は存在していないことから、この三地区での社民党勢力の影響力は大きいものであり、これまでの運動の継承は可能と考える。

したがって、合流の意義については、①国政はもとより県政における自公政権に歯止めをかけるための大きなかたまり②社民主義の堅持と護憲・平和・反核・反原発運動の継承すること。

合流後の目標としては、現職の議員は当然として、立憲内への影響力を高めつつ、これまでの運動を広げていくことにある。

今後のスケジュール

12月6日 県連合臨時大会（アラスカ会館）

12月 社民フォーラム設立準備会設置

※各総支部において各党員の意思確認を年内に終える。

残留代表者との協議

立憲との協議（事前協議）

1月 社民フォーラム設立及び県平労との協議

立憲と具体的協議

【社民フォーラムについて】

11月14日に開催された臨時全国大会では、周知のとおり議案は採択となりました。今後は新生社民党と社民フォーラムという二つの組織が存在することになります。

社民フォーラムは政党ではありませんが、政治資金規正法上の政治団体で正式名称は『社会民主主義フォーラム』です。組織形態としてはフォーラム本部の下に都道府県フォーラム支部となるが、事実上はその支部単位の活動がメインとなります。

フォーラムの考え方は、合流に移行する党員のみの組織ではなく「護憲・平和・反核・反原発」運動を推進していくことを目的とし、社民党のこれまで進めてきた社民主義（平和・自由・平等・共生）の理念に基づき運動

をしていくため、移行する党員のみならず社民党に残留する党員も含め加入することは可能となります。

したがって、移行する党員は合流したとしても、これまでの運動を捨てることなく立憲の中で影響力を行使していくこととなります。

11月7日に「社民フォーラム」全国設立準備会が開催され、8日に東北ブロック設立準備会が開催されました。

具体的な組織形態や規約、財政関連など未確定部分もありますが、早急に確定させながら、なお、現在の党員個々の意思確認スケジュールに合わせてフォーラムへの加入なども意思確認することになると思われます。

なお、フォーラムは立憲民主との折衝窓口となります。

2020 反核燃秋の共同行動に従来の 1.5 倍の 46 名参加！

2020 反核燃秋の共同行動・むつ行動が来さまい館イベントホールで開催されました。コロナ禍もあり、30 名を目標に取り組みましたが、中間貯蔵施設が認可直後ということもあり、報道関係も含めると 46 名が参加しました。

集会は現地集会実行委員長の中嶋寿樹さん（核燃・原発をなくす下北の会代表）の挨拶に続き、八戸市より駆けつけていただいた浅石紘爾さん（核燃サイクル阻止一万人訴訟原告団団長・弁護士）から中間貯蔵施設や再処理工場の危険性についてわかりやすく基調講演をいただきました。また、現在進めている「青森県を高レベル放射性廃棄物処分場にしない県民条例を制定する会」への署名行動への協力要請がありました。

講演後は「大間原発に反対する会」の佐藤亮一さん、六ヶ所村「花とハーブの里」の菊川慶子さん、「脱原発をめざす首長の会」の木下千代治さんから連帯の挨拶がありました。また、野党 3 市議も全員顔を揃えました。

最後に中間貯蔵施設に反対する集会宣言を採択し、全員で下北半島を核のゴミから守る闘いを進めることを確認し合いました。総支部からも目時代表以下 5 名が参加しました。

また、翌 15 日には青森市で同様の集会があり、鹿内県議や今村さん、浅石さん、北海道からの参加者などが挨拶や講演を行いました。また、9 月 6 日に逝去された奥本征雄さんを悼んで黙祷が捧げられました。



講演する浅石紘爾代表
11月14日、むつ来さまい館

原子力関連施設 操業阻止へ結束

むつで反核燃
秋の共同行動

「反核燃秋の共同行動2020」（同実行委員会主）

（中略）

共同行動では、原子力規制委員会の新規制基準審査に正式合意した中間貯蔵施設について、稼働時期は依然見通せないという認識を共有。「私たちの闘いにもまだ時間がある。何としても本格稼働を許さない行動を継続しよう」と宣言し、世論喚起などに取り組む方針を確認した。

同日は核燃サイクル阻止一万人訴訟原告団の浅石紘爾代表が講演した。共同行動は15日に青森市でも行われる。（橋端智和）



中嶋実行委員長



佐藤亮一さん

集会の様子が掲載されました（講演する浅石弁護士） デーリー東北 11/15

下北の自治体でもこうした取り組みが始まりました。「県民エナジー(株)」は大間の風力発電などを運営する大手電力に頼らないエネルギー社会を目指す脱原発を標榜する団体です。



自治体新電力事業会社

「ウィークしもきた」より転載（10/27号）

佐井村が共同

佐井村（樋口秀視村長）では青森県民エナジー(株)（富岡敏夫代表取締役）との間で「佐井村自治体新電力事業会社の共同設立に関する協定書」並びに「日本で最も美しい村実現に向けた事業協力連携協定書」の締結を9月30日、佐井村役場の村長室で行い、双方から六人がテーブルについていた。

新電力会社共同設立については、佐井村と青森県民エナジー(株)が共同出資して自治体電力会社設立に向けた準備を開始、新会社（仮称）「株式会社さいいナジー」の設立を令和3年度中に行う。

事業協力連携については自治体新電力会社等から生ずる企業利益を企業版ふるさと納税制度を活用して村に還元し、村が進める「日本で最も美しい村づくり」や「地方版総合戦略」に役立て事業の展開を図る、としている。

★次ページに9月9日に「核の中間貯蔵はいらない！下北の会」がむつ市へ提出した質問状の回答を掲載しています。納得のいかない点も多く、12月議会で杉浦市議を通じて掘り下げたいと思います。

「核の中間貯蔵はいらない！下北の会」が9月9日にむつ市へ提出した質問内容とむつ市からの回答（10月22日）内容

質 問		回 答
(1) 今回の審査書案に対する原子力規制委員会の対応についての貴職の見解		
① 津波対策では当初は防潮堤による浸水防止対応、この計画が難しいと判断するや、次は浸水に遭遇しても破損しない堅牢な建屋構想、そしてこの建屋についても堅牢性の確証が困難だと最終的にはキヤスク本体の堅牢性だけで凌ごうとする一貫性の見られない対応を認めるのか。	② 火山対策でも恐山について過去わかっているだけでも3回、比較的小さい噴火でも火砕流が届いています。事業者は噴火の兆候はないとしているが、専門家は、観測経験のない噴火の予測は困難だとしています。また、当地には恐山以外に幾岳などの火山も存在します。こうしたことも含めて果たして正しく分析されていると認識しているのか。	③ 災害時のオフサイトセンターについても便宜的に東通原発オフサイトセンターと共用すると思いますが、実際、大災害が発生すれば両施設の同時損壊も充分想定されます。こうした便宜的方法で十分な機能を発揮できると考えるのか。単独のしっかりしたオフサイトセンターの存在が防災上も必須と考えるが貴職の認識を伺いたい。
(2) 原子力規制委員会の更田委員長が示した今回の会見で表明した懸念に対する貴職の見解		
① 貯蔵後50年先の搬出先が見越せないこと、また貯蔵期間中に保安検査違反などが発生した場合でも貯蔵を止めさせる方策がないことについて言及していることへの貴職の認識を伺いたい。	② キヤスクが耐用年数に近づいてきた場合の対応が不明瞭であり、耐用年数を超える格納がどういことになるのか不明瞭であることなどへの貴職の認識を伺いたい。	① 核燃料サイクル政策の堅持、使用済燃料の全量再処理という国の方針は機会がある度に確認しており、搬出先についてもしっかり説明できるよう、国に要請しているところです。また、「貯蔵を止めさせる方策」について原子力規制委員会の更田委員長が言及した件につきましては、貯蔵事業に対する規制のあり方について、一つの課題を提起したものと理解しており、今後、規制委員会側において適切に検討されていくものと認識しております。
(3) RFS 社操業開始に関わる貴職の見解		
① 市長は2018年11月の朝日新聞の取材に際して「市と県が東電、原電側と立地を了承する協定を結んだのは13年前。時間が経っていること、この間に東日本大震災が発生し、国民の原子力に対する考え方が変わっており、地域の人の考え方も相当変わっていることから、使用済み核燃料の持ち込みが始まる前に、この事業に関して国や事業者、県、市も地域の方々に理路整然とした説明をしながら、もう一度議論する必要がある」と述べているが、今もその考えにはないと判断してよいのか。	② 東電社長が本年1月に来市した際に「中貯蔵施設の運用については再処理事業とセットで考えるべき」と発言し、それぞれがバラバラに運用されることはないと考えますが、その方向で間違いないか。	① 当該記事については、「時間の経過により、キヤスクが運び込まれる時に議論になるのではないか」との考えを申したものであり、常日頃の広報をはじめ、丁寧に対応しなければならぬと考えております。
③ 今後、使用済み核燃料が飛躍的に増大するという前提で、乾式貯蔵施設を設けることが各原発でも有力視されています。あえて運搬リスクやコストを考えれば当然のことと思われまます。とりわけ、東京電力および日本原電では保管先が逼迫している状況ではないと判断しています。こうしたことを踏まえた上でのことと考えますが、RFS 社自身が貴職との核燃料新税協議の中で「事業の将来性を見越すことはできない」と述べているのではないか。こうした点への貴職の考え方を聞ききたい。		② 東電社長の発言とされているのは東通村役場での取材に答えた時のものであり、東京電力ホールディングス(株)からは、事実として「中間貯蔵施設稼働は再処理工場とセット」との発言は無く、小早川社長の発言は、中間貯蔵施設の事業開始について言及しておらず、「サイクル事業全体がしっかりと回ることが大事」ということを述べたものであると確認しております。中間貯蔵施設は、核燃料サイクルの枠組みの中で適切に運用されるものと考えております。
		③ 新税協議の中でRFS が「事業の将来性を見越すことはできない」と述べた事実はないものと認識しております。互いの理解が進むよう、しっかりと協議を重ねていきたいと存じます。